

障害児支援利用計画の作成のお願い

1 相談支援の充実

児童福祉法の一部改正により、障害児通所支援を利用するすべての方に『障害児支援利用計画』を作成することとなっています。

計画の作成により、障害児の抱える課題の解決や適切なサービスを利用するため、よりきめ細かい支援を受けることができます。

※豊島区では、介護給付(短期入所や居宅介護等)、居宅訪問型児童発達支援、医療型児童発達支援のサービスを利用する方は、「障害児相談支援」の利用が必須です。

2 障害児支援利用計画について

(1) 『障害児支援利用計画』とはどんな計画？

お子様の課題解決や適切なサービス利用を支援するために作成するものです。計画には、お子様の解決すべき課題、その支援方針、利用するサービスなどが記載されます。

(2) 計画を作成することのメリットとは

- ① サービスの支給決定前に支援利用計画案を作成することで、保護者様の意向をサービス利用に反映しやすくなります。
- ② 支援者・事業所間の関係者間で保護者様の意向及び支援の目標を共有することができ、一体的な支援を受けることができます。
- ③ サービスごとの個別支援計画と、生活全般に関する支援利用計画がつながりを持って策定されます。
- ④ サービス等の利用状況の検証と見直しのために一定期間を定めてモニタリング(支援利用計画の見直し)が行われます。

(3) 計画を作成する人は？

区が指定する『指定障害児相談支援事業所』が作成します。区内の事業所については、裏面を参考に選択してください。区外の事業所でも作成可能です。

事業所は、東京都障害者サービス情報(東京都保健福祉局のHP)より検索できます。
[\(http://www.shougaifukushi.metro.tokyo.jp/\)](http://www.shougaifukushi.metro.tokyo.jp/) サービス名は「障害児相談支援」です。

(4) 計画作成にかかる費用は？

利用者の方が負担する費用はありません。計画を作成した『指定障害児相談支援事業所』に対して、区から報酬が支払われます。

ただし、セルフプランの場合、区から作成者に報酬は支払われません。

(5) セルフプラン

障害児支援利用計画について、事業所に代わり、保護者様が作成するセルフプランがあります。セルフプランの作成は、サービスの利用調整ができる方となります。

※介護給付(短期入所や居宅介護等)、居宅訪問型児童発達支援、医療型児童発達支援のサービスを利用する方は、セルフプランではなく、障害児相談支援を利用して下さい。

(6) 個別支援計画との違いは？

障害児支援計画は、指定障害児相談支援事業所が作成する総合的なプランです。一方、個別支援計画とは、サービス提供事業所がサービスごとに作成する個別的なプランです。

区内の指定障害児相談支援事業所一覧(令和5年1月現在)

事業所名	所在地	電話番号
障害児相談支援事業所・ アニマートとしま	豊島区東池袋 2-22-4 市川ビル 101	03-5927-1939
相談支援事業所 モア	豊島区池袋 2-24-17	03-6384-4766
あおぞら相談支援センター	豊島区南長崎 5-29-10 コー・ポ島忠 1階	03-5983-0021
相談支援事業 ゆきわりそう	豊島区南長崎 6-19-5	03-6908-3455
生活サポートセンター・ こっとん	豊島区長崎 2-15-16 1階	03-3959-5941
Link 福祉相談局	豊島区東池袋 1-25-17 ウエストビル 7階	03-5957-1179
イルカ相談支援事業所	豊島区池袋 4-1-7 アポロ池袋ビル 2階	03-3988-2688
豊島区立西部子ども家庭支援 センター (未就学児のみ)	豊島区千早 4-6-14	03-5966-3131

【問い合わせ先】

豊島区 保健福祉部

障害福祉課 児童・障害児支援グループ

☎ 03-4566-2451